

災害時要援護者に対する地域共有名簿への掲載同意書等の送付について

今年度、町会・自治会に配布している災害時要援護者地域共有名簿を更新するため、地域共有名簿への掲載同意調査を実施します。

また、同時に避難行動要支援者の方に対して、わが家の避難計画（個別避難計画）の作成を呼びかけるとともに、個別避難計画の作成を希望するが、自己作成が困難な方への作成支援意向調査を実施します。

1. 調査種別

（1）個別避難計画作成意向調査兼作成支援意向調査

①調査概要

避難行動要支援者の方に対して、個別避難計画に関するお知らせを送付し、個別避難計画の作成意向調査を実施する。

作成に同意された方で、ご自身もしくは家族等で作成が可能な場合は、同封するわが家の避難計画（個別避難計画）を作成し、区へ提出していただきます。

なお、作成が困難な方で、個別避難計画の作成支援意向を提出していただいた方については、福祉・介護事業者等からもご協力いただき、順次作成を支援していきます。

②対象者

災害時要援護者のうち避難行動要支援者にあたる方 約 5,500 人

（対象者の定義は参考資料 1 参照）

③未回答者への対応

1 回目の調査に未回答だった方へは、2 回目の調査を実施します。

2 回目の調査に対しても未回答だった場合は、個別避難計画の作成意向がないものとして取り扱います。

（2）地域共有名簿への掲載同意調査

①調査概要

災害時要援護者の方に対して、区が作成・保管する災害時要援護者名簿へ登録された旨の連絡を行うとともに、今年度町会・自治会等へ配布を予定している災害時要援護者地域共有名簿への掲載についての同意調査を行う。

②対象者

災害時要援護者 約 10,000 人（注 1）

（対象者の定義は参考資料 1 参照）

③未回答者への対応

1 回目の調査に未回答だった方へは、2 回目の調査を実施します。

2 回目の調査に対しても未回答だった場合は、豊島区防災対策基本条例に基づき、

同意があったものとみなし、地域共有名簿へ掲載します。

④町会等への災害時要援護者地域共有名簿配布時期

令和6年12月頃（予定）

町会への配布の前に、名簿の活用方法等について区政連絡会で説明を行います。

⑤その他

災害時要援護者（約10,000人）のうち避難行動要支援者（約5,500人）にあたる方については、前記、（1）個別避難計画作成意向調査兼作成支援意向調査に同封して同時に行うため、本調査のみ単独で行う方は約4,500人です。

2. 調査実施時期

1回目 令和6年7月22日発送

2回目 令和6年9月上旬（予定）（1回目の調査に未回答だった方のみ）

3. 送付書類

（1）個別避難計画作成意向調査兼作成支援意向調査（参考資料2参照）

（2）地域共有名簿への掲載同意調査（参考資料3参照）

参考資料 1

災害時要援護者

条例第2条第8号

要配慮者のうち、別表第1に規定する、災害時において特に援護を要するものをいう。

東京都知事から愛の手帳の交付を受けた者又は道府県知事等から療育手帳等の交付を受けた者
介護保険法（平成9年法律第123号）による要介護状態区分が要介護度3から5までのいずれかに該当する者
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳の交付を受けた者（以下「身体障害者手帳所持者」という。）で、その障害の総合等級が1級から4級までのもの
その他区長が必要と認める者
人工呼吸器を利用している者で、区に名簿登載の申込みをした者
精神障害者保健福祉手帳1級または2級の認定を受け、区に名簿登載の申込みをした者

避難行動要支援者

条例第2条第9号

要配慮者のうち、別表第2に規定する、避難行動において特に支援を要するものをいう。

東京都知事から愛の手帳の交付を受けた者であって障害の程度が1度から3度までのもの又は道府県知事等から療育手帳等の交付を受けた者であって障害の程度がこれらと同程度のもの
介護保険法による要介護状態区分が要介護度3から5までのいずれかに該当する者
身体障害者手帳所持者であって、総合等級が1級又は2級であり、かつ、下肢機能障害が1級から4級までのもの
身体障害者手帳所持者であって、体幹機能障害が1級から3級までのもの
身体障害者手帳所持者であって、移動機能障害が1級から3級までのもの
身体障害者手帳所持者であって、視覚障害が1級又は2級のもの
身体障害者手帳所持者であって、聴覚障害が2級又は3級のもの
人工呼吸器を利用している者であって、別に、区に名簿登載の申込みをしたもの
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であり、かつ、その障害の等級が1級又は2級であって、別に、区に名簿登載の申込みをしたもの
その他区長が必要と認める者

参考資料2

様

0000000[2]-0000000

右枠の作成意向確認欄と、わが家のひなん計画（こちらは同意し作成できる方のみ）に記入したら、同封の返信用封筒に、災害時要援護者名簿の意向確認書と一緒にに入れて返送してください。

個別避難計画の作成意向確認欄

私は、「個別避難計画作成に関する重要事項」を確認のうえ、個別避難計画を作成・更新すること、私の心身等の情報や個別避難計画を避難支援者と豊島区に共有することに

どちらかに図してください	☐ 同意します	☐ わが家のひなん計画を、いま作成して提出します。 ☐ 今後、わが家のひなん計画を作成します。 ☐ わが家のひなん計画の作成が難しいため、作成支援を希望します。併せて、区が指定する作成支援者に対する個人情報の提供に同意します。
	☐ 同意しません	・差し支えなければ、理由を教えてください。 ☐ 個人情報を提供したくないから ☐ 作成しなくても災害時の準備はできているから ☐ 住民票の住所とは別のところに住んでいるから ☐ その他()
署 名		年 月 日
□代筆(本人が自筆できない場合)		

さんのわが家のひなん計画

個別避難計画

作成日 年 月 日

災害から自分たちの命を守るため、災害が近づく前にあらかじめ取るべき行動を決めておくと、いざというときのひなん行動に役立ちます。「わが家のひなん計画」を作成して、ひなん行動を事前に整理しておきましょう。

自宅の危険度とひなん先

ハザードマップで調べた自宅の危険度などを記入しましょう。
また、ひなん先・移動方法・所要時間などを話し合っておきましょう。

自宅の状況

- ①住居形態
☐ 戸建 ☐ 集合住宅
- ②構造
☐ 木造 ☐ 鉄骨、鉄筋
- ③居住階
階建の.....階
- ④エレベーターの有無
☐ あり ☐ なし

災害リスク

洪水・内水

- ☐ リスクあり
☐ 洪水
☐ 内水氾濫

想定浸水深
m

☐ リスクなし

土砂災害

- ☐ リスクあり
☐ 土砂災害警戒区域
☐ 土砂災害特別警戒区域
☐ リスクなし

居住階と想定浸水深に○を付けて、風水害時に在宅避難できるか確認しましょう

3階以上 5m以上
 3m～5m未満
 2階 1m～3m未満
 0.5m～1m未満
 1階 0.5m未満

在宅避難 ☐ できる ☐ できない

ひなん先

ひなん先の候補	在宅ひなん、救援センター、親戚・知人宅など	移動方法	所要時間	風水害	地震
ひなん先 1			分		
ひなん先 2			分		
ひなん先 3			分		

災害時に支援してほしいこと

☐ 声かけ ☐ 情報伝達 ☐ 安否確認 ☐ 付き添いひなん ☐ ひなん介助 ☐ その他()

自分の状況で伝えたいこと（使用している医療機器など）

支援のとき気を付けてほしいこと

自分と支援者の連絡先

ひなんすることになりそうなときは、家族や支援者と連絡を取って相談しましょう。

関係	名前（関係）	電話番号	支援者の居場所（自宅など）	自宅以外の主な居場所（職場・学校など）	備考（含流場所・対応可能時間など）
私（本人）					
☐ 家族 ☐ 家族以外			同居・区内・区外		
☐ 家族 ☐ 家族以外			同居・区内・区外		
☐ 家族 ☐ 家族以外			同居・区内・区外		

メモ

わたしと家族のひなん行動

台風の接近など大雨のおそれがある場合は、安全な場所へひなんすることが大切です。あらかじめ自分や家族、お住まいの地域に応じて、ひなんのタイミングやひなん先を確認しましょう。災害時は、危険と判断した場合は自主的にひなんしましょう。

警戒レベル 1

災害への備えを始める

- ☐ 非常持ち出し品を確認する。
- ☐ 家族の今後の予定や居場所を確認する。
- ☐ 親戚や知人にひなんさせてもらうことを依頼する。
- ☐ テレビやインターネットなどで気象情報を確認する。
- ☐ 家族や支援者とひなんするタイミングを相談する。

警戒レベル 2

自分や家族のひなん行動を確認

- ☐ 区ホームページや安全・安心メールなどで、救援センターの開設状況や気象情報などを確認する。
- ☐ ひなん先・経路、移動方法などを再確認する。
- ☐ 携帯電話の充電を確認する。
- ☐ ひなん開始の準備をする。

警戒レベル 3

【高齢者等避難】

高齢者等は危険な場所からひなん

- ☐ 区ホームページや安全・安心メールなどで、救援センターの開設状況や気象情報などを確認する。
- ☐ ひなん先と移動手段を確保する。
- ☐ 支援者に助けてもらう。（家に来てもらう、ひなん先・移動手段を確保してもらうなど）
- ☐ 家族や支援者にひなんしたことを連絡する。

警戒レベル 4

【避難指示】

危険な場所から全員ひなん（警戒レベル4までに全員ひなん）

- ☐ テレビやインターネットなどで最新の状況を確認する。
- ☐ 家族や支援者にひなんしたことを連絡する。（警戒レベル4でひなんした場合）

警戒レベル 5

【緊急安全確保】

命の危険、直ちに安全確保

- △すでに区内で災害が発生または発生する恐れがあります。浸水リスクの低い自宅の上階や高い場所に移動するなどし、直ちに命を守る行動をとってください。

災害情報の入手方法

安全にひなんするためには、災害情報やひなん情報などの情報を速やかに入手することが大切です。スマートフォン（携帯電話）、パソコン、テレビ、ラジオなど、防災関連の情報を積極的に入手しましょう。

スマートフォン（携帯電話）、パソコン

豊島区ホームページ

<https://www.city.toshima.lg.jp/>

豊島区安全・安心メール 【登録が必要】

防犯、防災、気象、地震、交通事故に関する様々な安全・安心情報を、メールにてお届けします。

<https://www.city.toshima.lg.jp/046/bosai/anzen/003876.html>

東京都防災アプリ 【インストールが必要】

防災の基礎知識や災害情報など、役立つコンテンツが充実した東京都の公式防災アプリです。マイエリアに登録すると豊島区の気象情報、地震情報、ひなん情報などをプッシュ配信で得られます。



Android



iOS

東京都浸水リスク検索サービス

浸水予想区域図で示している「浸水リスク」を地図や住所から簡単に検索することができる東京都のサービスです。

https://www.kensetsu2.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/chusho_seibi/risk/kensaku.html



「豊島区安全・安心メール」または「東京都防災アプリ」を事前に登録・インストールしておきましょう！



気象庁 キキクル

気象庁が提供している防災情報で、「浸水害」「洪水害」「土砂災害」のリアルタイムの危険度がわかります。
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/>



緊急速報メール 【登録不要】

対象地域内でスマートフォン（携帯電話）をお持ちの方に対して、緊急を要するひなん情報などを一斉にお知らせします。

テレビ

データ放送

気象注意報・警報や災害情報、交通やライフラインについての情報が確認できます。

①テレビの電源を入れ、リモコンの「d（データ放送）」ボタンを押す。→②リモコンの矢印で必要な情報に合わせ「決定」を押す。

非常持ち出し品 チェックリスト

非常持ち出し品は、ひなんするときにまず持ち出すものです。リュックに入れて、寝室や玄関など持ち出しやすい場所においておきましょう。

- | | | | | |
|--|------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------|
| ☐ スマートフォン（携帯電話） | ☐ 非常食 | ☐ ウエットティッシュ | ☐ 紙おむつ | ☐ |
| ☐ 充電器 | ☐ 飲料水 | ☐ ドライシャンプー | ☐ マスク | ☐ |
| ☐ 貴重品・現金・身分証明書 | ☐ 割りばし・スプーン | ☐ ビニール袋 | ☐ アルコール消毒液 | ☐ |
| ☐ 常備薬・処方箋・お薬手帳 | ☐ 着替え・下着 | ☐ 革手袋・軍手 | ☐ せっけん | ☐ |
| ☐ 救急セット | ☐ 歯磨きセット | ☐ 粉ミルク・哺乳瓶 | ☐ 体温計 | ☐ |
| ☐ 懐中電灯 | ☐ タオル | ☐ 離乳食 | ☐ | ☐ |

個別避難計画をつくりましょう

豊島区では、災害時に自力で避難することが困難な方（避難行動要支援者）について、事前に避難方法を決めておく「個別避難計画」の作成を進めています。これから令和8年度にかけて区内全域で作成できるよう、災害リスク等から優先順位をつけ計画的におこなっていきます。

今回のご案内では、「わが家のひなん計画」を同封しています。本紙をご確認いただいたうえで、**ご自身・ご家族で作成できる方は、記入して同封の返信用封筒で区に送付をお願いします。**

なお、今回作成しない方（同意されない方）であっても、いつでも作成し提出することができます。様式は、ホームページに掲載されているものをご使用ください。

1 個別避難計画（わが家のひなん計画）とは

個別避難計画（わが家のひなん計画）とは、避難行動要支援者の避難の実行性を高めるために、災害時に「どこに避難するか」「誰が支援するか」「避難するときどのような配慮が必要か」等をあらかじめ定めた行動計画です。

個別避難計画（わが家のひなん計画）は、ご本人・ご家族の希望を踏まえながら作成するものです。作成にあたっての費用負担はありません。

豊島区では現在、個別避難計画としての「わが家のひなん計画」の作成をすすめています。

わが家のひなん計画

さんのわが家のひなん計画 作成日 年 月 日

災害から自分たちの命を守るため、災害が起きたときに安全な避難行動を決めておく、いざというときのひなん計画に役立ちます。
「わが家のひなん計画」を作成して、ひなん行動を学習していきましょう。

自宅の危険度とひなん先 ハザードマップを調べる自宅の危険度などを記入しましょう。
※※、ひなん先・移動方法・所要時間を記入していきましょう。

自宅の危険度	災害リスク	避難先
① 住居形態 □ 戸建 □ 集合住宅	□ リスクあり □ リスクなし	□ 指定避難所 □ その他
② 構造 □ 木造 □ 鉄骨・鉄筋	□ リスクあり □ リスクなし	□ 指定避難所 □ その他
③ 危険地帯 □ 崖地 □ 土砂災害警戒区域	□ リスクあり □ リスクなし	□ 指定避難所 □ その他
④ エレベーターの有無 □ あり □ なし	□ リスクあり □ リスクなし	□ 指定避難所 □ その他

避難先

避難先	住所	移動方法	所要時間	備考
ひなん先1				
ひなん先2				
ひなん先3				

避難時に必要な持ち物

□ 貴重品 □ 薬 □ 食料 □ 飲料 □ 現金 □ 保険証 □ 携帯電話 □ その他

自分の状況（お住まいの状況）（使用している医療機器など）

自分と支援者の連絡先

氏名	住所	電話番号	支援者の氏名・連絡先
氏名			
氏名			
氏名			

記載する内容

- ① 本人の情報：
氏名、連絡先、性別、住所など
- ② 家族構成・居住環境：
同居家族、建物構造、居住階、災害リスク
- ③ 避難支援に関する情報：
身体状況、使用している医療機器など
- ④ 家族の連絡先：
親族の氏名・連絡先など
- ⑤ 避難支援者の連絡先：
避難支援者の氏名・連絡先など
- ⑥ 災害時の避難：
避難先、避難のタイミング、避難経路など

個別避難計画を作成すると

個別避難計画を作成すると、災害発生時または発生するおそれがある場合に、避難支援者から避難支援を受けられる可能性が高まります。

ただし、災害時は避難支援者自身も被害にあう可能性があります。災害の状況によっては、必ずしも支援を受けられるとは限りません。また、避難支援者が義務や責任を負うものでもありません。

支援を希望される方自身も、自分の身は自分で守る意識をもって、普段から積極的に地域の方とコミュニケーションをとるよう心がけましょう。

2 対象となる方

豊島区に住民票のある方（施設や病院などに入所・入院している方は対象外）のうち、以下のいずれかに該当し、個別避難計画を作成することに同意した方が対象となります。

（この案内は、下記のいずれかに該当する方に送付しています。）

- ① 介護保険制度の要介護3～5の方
- ② 愛の手帳（1度～3度）をお持ちの方
- ③ 身体障害者手帳（1級または2級）をお持ちでかつ、下肢機能障害（1級～4級）の方
- ④ 身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの認定を受けている方
 - ・ 体幹機能障害（1級～3級）
 - ・ 移動機能障害（1級～3級）
 - ・ 視覚障害（1級または2級）
 - ・ 聴覚障害（2級または3級）
- ⑤ 人工呼吸器を利用している方※1
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳（1級または2級）をお持ちの方※1

※1 災害時要援護者名簿への登録が必要です。詳しくは区にお問い合わせください。

3 個別避難計画のつくり方

豊島区 個別避難計画

裏面の、わが家のひなん計画の記入例を見ながら、ご家族と話し合って計画を作成しましょう。区ホームページでも、わが家のひなん計画の様式や、作成の方法を公開しています。

なお、ご自身・ご家族で作成できない方で、今回作成の支援を希望された方には、これから順次、区・ケアマネジャー等が作成をお手伝いする予定です。作成の支援は、お住まい地域の災害リスクや、本人の心身の状況、世帯状況によって順番に進めていきます。

今年度 優先して作成支援を行う対象者

以下の①～③の要件をいずれも満たしている方。

- ① 今回の調査で個別避難計画の作成支援を希望された方
- ② 高田1丁目から3丁目、または、土砂災害警戒区域にお住まいの方
- ③ 障害福祉サービス、または、介護保険サービスを利用している方

今年度、作成支援の対象となった方には、順次、区からお声がけします。（上記、優先者以外の方にもお声がけする場合があります。）

なお、今年度、作成支援の対象にならなかった方に対しても、来年度以降、順次、作成支援の対象者を拡大していく予定です。

4 個別避難計画をついたら

個別避難計画の共有

個別避難計画をついたら、**コピーを取って**ご家族や避難支援者に個別避難計画の内容を共有しておきましょう。また、区にも提出をお願いします。

区では災害の状況に応じて、提出された個別避難計画をもとに、情報伝達や安否確認を行います。

避難の練習

自宅から個別避難計画の避難先まで、実際に避難の練習を行ってみましょう。避難の練習を行うことで、避難時の課題を洗い出すことができます。

問い合わせ先

【月曜日～金曜日 8:30～17:15】

個別避難計画
に関すること

豊島区 福祉部 福祉総務課 災害対策グループ
電話：03-4566-2428（直通） FAX：03-3981-4303

防災対策に関すること

豊島区 総務部 防災危機管理課 管理グループ
電話：03-3981-2100（直通）

個別避難計画作成に関する重要事項

- ①個別避難計画とは、避難動要支援者の避難の実行性を高めるために、災害時に「どこに避難するか」「誰が支援するか」「避難するときにどのような配慮が必要か」等をあらかじめ定めた行動計画です。豊島区では、個別避難計画としての「わが家のひなん計画」の作成をすすめています。
- ②個別避難計画は、ご本人・ご家族等の同意により作成するものであり、必ず作成しなければならないものではありません。また、作成にあたって、ご本人・ご家族の費用負担はありません。
- ③個別避難計画は、ご本人・ご家族の状況の変化に応じて、随時変更できます。
- ④個別避難計画の作成は、原則としてご本人・ご家族で作成していただくものです。しかし、本人の心身の状況、世帯状況等によって作成が困難な方で、作成の支援を希望された方に対しては、区が指定する者が個別避難計画の作成を支援します。
- ⑤個別避難計画の作成を支援する場合は、作成を支援する者に、作成支援に必要な範囲で、ご本人の個人情報を提供します。また、医療・介護その他の関係機関に情報照会する場合や、ご本人の避難支援について話し合う場合があります。作成支援は、災害リスク等を勘案して順次おこなっていきます。
- 〈今年度 優先して作成支援を行う対象者〉
以下の①～③の要件をいずれも満たしている方。
①今回の調査で個別避難計画の作成支援を希望された方
②高田1丁目から3丁目、または、土砂災害警戒区域にお住まいの方
③障害福祉サービス、または、介護保険サービスを利用している方
- ⑥避難支援者とは、災害時に避難支援していただく方です。避難支援者は、個別避難計画に記載され、区や災害時は関係者に共有されるため、必ず相手に了解をとってから、個別避難計画に定めてください。
- 〈避難支援者となる方の例〉
ご家族・ご親族、ご近所の方、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、地域防災組織（町会・自治会等）、民生委員
- ⑦作成した個別避難計画（わが家のひなん計画）は、自分用、ご家族や避難支援者用にコピーを取って情報共有してください。また、必ず豊島区にも提出をお願いします。区に提供いただいた個別避難計画は、災害時において避難支援等を目的として、区から以下の関係者に対して提供する場合があります。
- 〈提供の可能性がある関係者〉
地域防災組織（町会・自治会等）、民生委員、警察署、消防署及び消防団、社会福祉協議会、高齢者総合相談センター、その他区長が認める団体
- ⑧地域の方々から災害時に避難支援をしていただくためには、ご本人・ご家族から、日頃の地域でのお付き合いの中で、地域の方々に支援していただけるようお願いすることが大切です。
- ⑨地域の方々による災害時の避難支援は、「共助」の精神に基づくもので、法的な義務や責任を負うものではありません。災害時は避難支援者自身も被害にあう可能性があります。災害の状況によっては、必ずしも支援が受けられるとは限りません。

記入例

個別避難計画の作成意向確認欄と、わが家のひなん計画の記入例です。個別避難計画は、災害時に「どこへ」「だれと」避難するかをあらかじめ定めておくことで、避難支援の実効性を高めることを目的に作成します。この記入例を参考に、ご家族や身の回りの方と話して、記入しましょう。

記入が終わったら、『「災害時要援護者名簿」への登録のお知らせ兼意向確認書』と一緒に、返信用封筒にいれ、豊島区まで返送してください。

〒171-8422
豊島区南池袋2-45-1

豊島 太郎 様
00000000[2]-000000

右枠の作成意向確認欄と、わが家のひなん計画（同意し作成できる方のみ）に記入したら、同封の返信用封筒に、災害時支援者名簿の意向確認書と一緒に記入して返送してください。

この図を入れた方は、わが家のひなん計画も記入してください。

画の作成意向確認欄

避難計画作成に関する重要事項を確認のうえ、個別避難計画を作成・更新する等の情報や個別避難計画を避難支援者と豊島区に共有することに

☒ わが家のひなん計画を、いま作成して提出します。
☐ 今後、わが家のひなん計画を作成します。
☐ わが家のひなん計画の作成が難しいため、作成支援を希望します。併せて、区が指定する作成支援者に対する個人情報提供に同意します。
☐ 支えなければ、理由を教えてください。
☐ 個人情報提供したくないから
☐ 避難先なくても災害時の準備はできているから
☐ 生活費の滞りとは別のところに住んでいるから
☐ その他

署名 ③ 豊島 太郎 令和6年 8月 1日

代表者本人が署名できない場合は

豊島 太郎 さんのわが家のひなん計画 作成日 6年 8月 1日

災害から自分たちの命を守るため、災害が近づく前にあらかじめ取るべき行動を決めておくと、いざというときのひなん行動に役立ちます。「わが家のひなん計画」を作成して、ひなん行動を事前に整理しておきましょう。

ハザードマップで調べた自宅の危険度などを記入しましょう。
また、ひなん先・移動方法・所要時間などを話し合っておきましょう。

自宅の状況

①住居形態
☒ 戸建 ☐ 集合住宅

②構造
☒ 木造 ☐ 鉄骨、鉄筋

③居住階
 ... 3 ... 階建の ... 2 ... 階

④エレベーターの有無
☐ あり ☒ なし

災害リスク

洪水・内水

リスクあり
☒ 洪水
☐ 内水氾濫

リスクなし
☐ 洪水
☐ 内水氾濫

土砂災害

リスクあり
☐ 土砂災害警戒区域
☐ 土砂災害特別警戒区域

リスクなし
☐ 土砂災害警戒区域
☐ 土砂災害特別警戒区域

居住階と想定浸水深に○を付けて、風水害時に在宅避難できるか確認しましょう

3階以上 ... 5m以上

..... 3m～5m未満

2階 1m～3m未満

1階 0.5m～1m未満

..... 0.5m未満

風水害時 在宅避難 ☐ できる ☒ できない

ひなん先

ひなん先の候補	在宅ひなん、救援センター、親戚・知人宅など	移動方法	所要時間	風水害	地震
ひなん先 1	在宅ひなん（自宅）	-	分	○	○
ひなん先 2	救援センター 南池袋小学校	徒歩	10 分	○	○
ひなん先 3	〇〇さん（親戚・知人）の家	車	20 分	○	○

災害時に交換してほしいこと

☒ 声かけ ☒ 情報伝達 ☐ 安全確認 ☒ 付き添いひなん ☐ ひなん介助 ☐ その他()

自分の状況で伝えたいこと（使用している医療機器など）

支援のとき気を付けてほしいこと

補聴器をつけているが、左はほとんど聞こえない。
高血圧の薬をいつも食後に飲んでいる。

ひなんの情報が出たら声かけをしてほしい。
玄関にくりすりなどが入った非常バックがあるので、ちゃんと持ったか確認する。

自分や家族・支援者の連絡先 ひなんすることになりそうときは、家族や支援者と連絡を取って相談しましょう。

関係	名前（関係）	電話番号	支援者の居所	自宅以外の主な居場所（職場・学校など）	備考（会合場所・対応可能時間など）
私（本人）	豊島 太郎	03-1111-XXXX 090-2222-XXXX		通3で〇〇作業所に通所	
家族 口支援者	豊島 花子（妻）	090-3333-XXXX	同居・区内・区外		
家族 口支援者	豊島 一郎（子）	090-4444-XXXX	同居・区内・区外	埼玉県の会社	避難情報の伝達や、電話で避難して行くを確認する
家族 口支援者	鈴木 良子（隣人）	03-5555-XXXX 090-6666-XXXX	同居・区内・区外	通4日、区内で仕事	平日の17時以降など、自宅にいるとき

※ 南池袋小学校までの道は、段差が多いためひなんするときに注意が必要。
台風が大型のときはできるだけ前日までに、タクシーや、子どもの運転で、親戚や知人の家にひなんする。

災害時にだれと避難するのか、避難支援者となる方を記入してください。基本的には、いざというときにすぐに支援を受けられるよう、ご家族や普段から親しくしている方、近くに住んでいる方を選定し、支援を依頼してください。

※避難支援者の情報は関係機関に提供される場合があるため、必ず支援者となることの同意を取ってから記入してください。

メモ欄は自由に記入してください。

わが家のひなん計画を作成したら、忘れずにコピーを取り避難支援者の方に渡して情報共有しましょう。区へ提出する前にも、コピーを取ってください。

個別避難計画を作成することの
意向確認欄です。
全員記入してください。

- ①「同意します」または「同意しません」のどちらかに☑をいれてください。
- ②右側の枠から理由や状況をひとつ選び☑を入れてください。
- ③記入日と署名を記入してください。代理人が署名する場合は、「代筆」に☑をいれてください。

「同意します」を☑した方のうち②で「わが家のひなん計画を、いま作成して提出します」に☑を入れた方は、これより下のわが家のひなん計画に記入してください。

それ以外を選択した方は、以上で記入は終了です。

わが家のひなん計画を作成するための記入欄の説明です。
「わが家のひなん計画を、いま作成して提出します」に☑した方のみ記入してください。

お名前と、作成した日を記入してください。

自宅の構造や居住階を①～④に
☑および、記入してください。

洪水や土砂災害の災害リスクを確認して、分かる範囲で記入してください。災害のリスクはハザードマップや東京都のホームページ「東京都浸水リスク検索サービス」で確認できます。

豊島区ハザードマップ
[〈https://www.city.toshima.lg.jp/042/bosai/taisaku/hazard-map/010305.html〉](https://www.city.toshima.lg.jp/042/bosai/taisaku/hazard-map/010305.html)
 東京都浸水リスク検索サービス
[〈https://www.kensetsu2.metro.tokyo.lg.jp/jigyov/river/chusho_seibi/risk/kensaku.html〉](https://www.kensetsu2.metro.tokyo.lg.jp/jigyov/river/chusho_seibi/risk/kensaku.html)

災害時にどこに避難するか、避難する可能性がある場所を記入してください。
避難場所は「自宅の状況」と「災害リスク」から、ご家族と話し合って検討しましょう。

例えば台風などの風水害の場合、想定される浸水の深さが居住階より低ければ自宅への避難（在宅避難）も選択肢になりますが、想定される浸水の深さの方が居住階が高かった場合は、在宅避難はできません。

自分の心身の状況のなかで、避難支援者の方に伝えたい情報を記入しましょう。
避難時に注意することや、支援の際に支援者の方をお願いしたいことを記入しましょう。

様

名簿共有 意向確認書

※この紙を返送してください

返送期限：令和6年8月9日まで



00000000[1]-00000000

「災害時要援護者名簿」への登録のお知らせ兼意向確認書

豊島区では、高齢者や障害のある方のうち、災害時の避難行動や避難生活において、特に手助けが必要な方（災害時要援護者）を登録した「災害時要援護者名簿」を作成しています。登録の要件に該当したため、あなたを区役所内部で共有する全件名簿に登録させていただきましたので、お知らせいたします。

また、地域の防災活動や見守り活動など通じて、いざというときに地域で速やかな支援ができるよう、同意がある方については、町会をはじめとした地域団体・関係機関に共有させていただきます。同封のご案内をご確認のうえ、「名簿共有への意向確認欄」および「連絡先確認欄」にご記入いただき、同封の返信用封筒でご返送ください。（裏面もご参照ください。）

名簿共有への意向確認欄

記入日

年

月

日

私は、災害時の安否確認・避難支援等を受けるために、災害時要援護者名簿に登録した個人情報（氏名、住所、性別、生年月日、電話番号またはFAX番号、登録事由、施設入所の有無等）を、地域団体・関係機関（町会・自治会、民生委員、警察署、消防署、消防団、社会福祉協議会、高齢者総合相談センター）に平常時から共有することに、

どちらかに☑をつけてください	☐ 地域共有に 同意します	※共有先は選択できません。名簿共有先には、秘密の厳守、目的外利用および第三者への提供の禁止を義務付け、適正に管理します。
	☐ 地域共有に 同意しません ※災害時には安否確認・避難支援等のために、地域共有する場合がありますのでご承知おください。	※区の全件名簿には登録されますが、個人情報の地域共有はしません。 ※不同意理由に☑をつけてください ☐ 個人情報を提供したくないから ☐ 施設入所または長期入院しているから ☐ 住民票の住所地とは別のところに住んでいるから ☐ その他（ ）

ご本人様

署名欄

代理人

署名欄

本人との

ご関係

※本人が「自署できない」「未成年である」などの場合は、代理の方がご署名ください。

連絡先確認欄（不同意の方もできるだけご記入ください。）

ご本人様 連絡先	電話番号：	FAX 番号：	
	メールアドレス（お持ちの方のみ記載）：		
災害時等 緊急連絡先	フリガナ	本人との ご関係	
	氏 名		
	電話番号：	FAX 番号：	
	メールアドレス（お持ちの方のみ記載）：		

このお知らせが届いた方へ

このお知らせは、「災害時要援護者名簿」の登録対象となった方にお送りしています。

登録の対象の方

- ① 介護保険の要介護3～5の認定を受けている方
- ② 身体障害者手帳1級～4級を受けている方
- ③ 愛の手帳1度～4度までの認定を受けている方
- ④ 人工呼吸器を利用している方で、区に名簿登録の申込みをした方。
- ⑤ 精神障害手帳1級・2級の方で、区に名簿登録の申込みをした方。

表面の太枠内に記入のうえ、同封の返信用封筒でご返信くださいますようお願いいたします。
昨年度までに回答された方も、状況の変化に合わせて、あらためてご返信をお願いいたします。

〒131-8422
東京都池袋2-45-1
豊島 太郎 様

令和 年 月 日

名簿共有 意向確認書
※この紙を返送してください

返送期限：令和 年 月 日まで

「災害時要援護者名簿」への登録のお知らせ兼意向確認書

地域の防災活動や災害時避難など、いざというときに地域で助けあえるよう、行政がある方については、町会をはじめとした地域団体・関係機関に共有させていただきます。共有することにより、災害時の対応がスムーズに進みます。共有することによって、地域の防災活動や災害時避難などに協力していただく機会が増える可能性があります。共有することによって、地域の防災活動や災害時避難などに協力していただく機会が増える可能性があります。

名簿共有への意向確認

記入日	年	月	日
地域共有に ☐ 同意します 地域共有に ☐ 同意しません ※不同意の場合は、理由を記入してください			
ご本人様 署名欄			
代理人 署名欄	本人との ご関係		

連絡先送達欄（不同意の方もできるだけご記入ください）

ご本人様 連絡先	電話番号	FAX番号
メールアドレス（お持ちの方のみ記載）		
災害時等 緊急連絡先	フリガナ	本人との ご関係
	氏名	
	電話番号	FAX番号
	メールアドレス（お持ちの方のみ記載）	

【問い合わせ先】 総務部 福祉総務課 災害対策グループ 電話：03-4546-2428（直通）

該当する個人宛てに送付しています。お名前を確認してください。

この書面を記入した日を書いてください。

外部提供に同意するか、同意しないか、どちらかにチェックしてください。
同意しない場合は、その理由をチェックしてください。

記入された方（ご本人、または代理人の方）のお名前を署名してください。

ご本人の連絡先を記入してください。
メールアドレス、FAX番号はお持ちの方だけ記入してください。

災害時の、ご本人以外の緊急連絡先を記入してください。
該当する方がいない場合は、記入の必要はありません。

「災害時要援護者名簿」 制度のご案内

1 制度の概要

豊島区では、高齢者や障害のある方のうち、災害時の避難行動や避難生活において、特に手助けが必要な方（災害時要援護者）を登録した「災害時要援護者名簿」を作成しています。

共助に向けた日々の関係づくりに向けて、本人同意がある方の名簿情報（地域共有名簿）を平常時から地域団体・関係機関に共有します。災害時には、名簿情報を活用して、地域団体・関係機関と連携して安否確認・避難支援を行います。

2 名簿の種類と対象者

豊島区では、以下のとおり「災害時要援護者名簿」を作成します。

名簿の種類	①全件名簿	②地域共有名簿
対象者	①介護保険の要介護3～5の方 ②愛の手帳1～4度の方 ③身体障害者手帳の総合等級1～4級の方 ④人工呼吸器を利用している方で、区に名簿登録の申込みをした方 ⑤精神障害者手帳1・2級の方で、区に名簿登録の申込みをした方	①全件名簿に登録された方のうち、平常時から地域団体・関係機関に名簿情報を共有することについて、 本人から同意を得た方 を登録※1・2・3。
手続き	なし（要件に該当するすべての方が名簿登録されます）	「意向確認書」をご提出ください。
名簿の地域共有	なし（区のみで保管）	町会・自治会、民生委員、警察署、消防署、消防団、社会福祉協議会、高齢者総合相談センター
活用	災害時の安否確認・避難支援等	①平常時の見守り活動等 ②災害時の安否確認・避難支援等

※1 DV等支援措置の対象者、免疫機能障害のある方については、地域共有名簿に登録しません。

災害時は区職員が安否確認・避難支援を行います。

※2 災害時や災害発生のおそれがある場合は、災害時要援護者の生命・身体を守るため、不同意の方についても、地域団体・関係機関に対して名簿情報を共有することがあります。

※3 地域共有名簿には、不同意の方を除き登録します。同意・不同意の回答がない方も含まれます。

問い合わせ先

豊島区役所 〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1

①名簿に関すること

福祉部 福祉総務課 災害対策グループ

電話：03-4566-2428（直通） FAX：03-3981-4303

②防災に関すること

総務部 防災危機管理課 管理グループ

電話：03-3981-2100（直通）

3 名簿に記載する内容

以下の情報を災害時要援護者名簿（①全件名簿、②地域共有名簿）に記載します。

- ①氏名 ②住所 ③性別 ④生年月日 ⑤電話番号またはFAX番号
⑥登録事由（支援が必要な理由）⑦施設入所の有無 など

4 名簿共有先

以下の地域団体・関係機関に対して、②地域共有名簿を平常時から共有します※4。
なお、災害時は災害時要援護者の生命・身体を守るため、名簿情報を共有することに不同意の方についても名簿情報を共有することがあります。

町会・自治会、民生委員、警察署、消防署、消防団、社会福祉協議会、高齢者総合相談センター

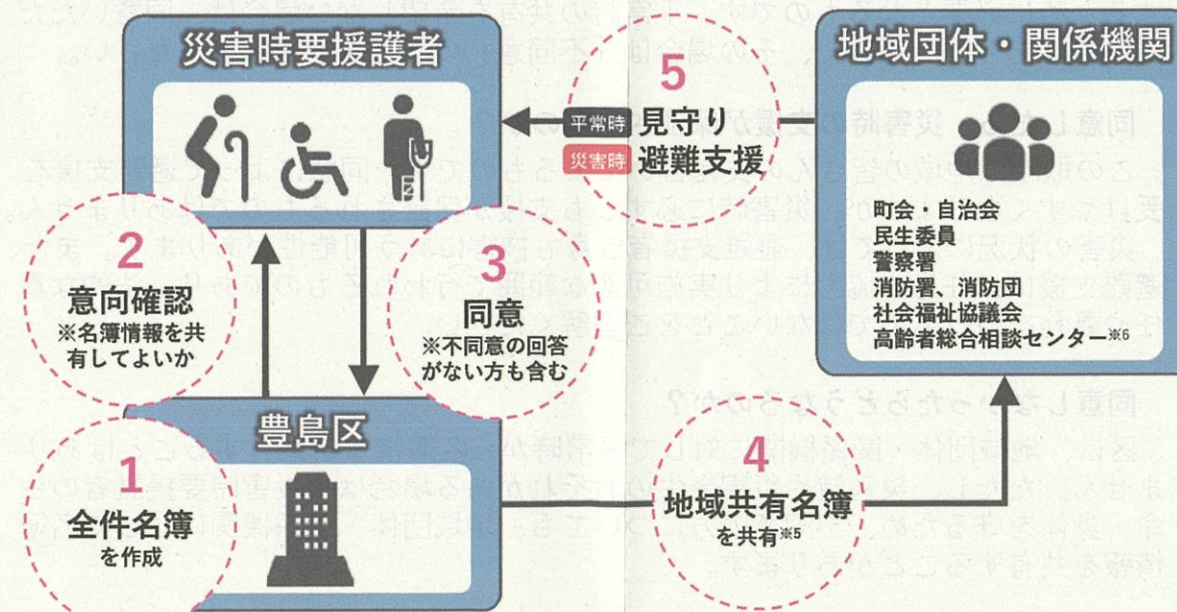
※4 個人情報は適正に管理し、安否確認・避難支援等に関する目的以外に使用しません。
地域団体・関係機関には担当地域の方のみを掲載した名簿を提供します。また、施設可能な場所への保管を求めるなど、適正な管理に努めています。

5 名簿の活用

平常時は、名簿提供先で情報を共有して、災害時に備えます。また、訪問等の見守り活動をととして、地域での支え合いの仕組みづくりを進めます。

災害時は、可能な範囲で安否確認や避難誘導などの避難支援が円滑に行われるように役立てます。

災害時要援護者名簿の活用イメージ



※5 災害時や災害発生のおそれがある場合は、災害時要援護者の生命・身体を守るため、不同意の方についても、地域団体・関係機関に対して名簿情報を共有することがあります。

※6 高齢者総合相談センターは、災害時において災害時要援護者の安否情報の集約する拠点となるため、直接的な避難支援は行いません。

6 届出方法

(1) 介護保険の要介護3～5の方、愛の手帳1～4度の方、身体障害者手帳の総合等級1～4級の方

名簿更新時期に「災害時要援護者名簿への登録のお知らせ兼意向確認書」を送付します※7。名簿情報の共有に関する意向等を確認するため、必要事項を記入し、豊島区福祉総務課へご返送ください。（郵送または持参による。FAX不可）

※7 過去に同意・不同意の届出をいただいた方についても、改めて意向を確認するため、「災害時要援護者名簿への登録のお知らせ兼意向確認書」を郵送します。

(2) 人工呼吸器を利用している方、精神障害者手帳1・2級の方で、名簿登録を希望する方

「豊島区災害時要援護者名簿登録申請書」※8に必要事項を記入し、豊島区福祉総務課へご提出ください。（郵送または持参による。FAX不可）

※8 登録申請書は、豊島区福祉総務課にございます。ご自宅宛てに郵送することもできます。

7 よくある質問と回答

Q1 名簿はどのように活用されるのか？

A1 平常時は、地域団体・関係機関に「⑥地域共有名簿」を共有して、災害時に備え、共助に向けた日々の関係づくりに活用します。そのために、地域団体・関係機関の方がご自宅に訪問することがあります。

災害時は、名簿情報を活用して、地域団体・関係機関と連携して安否確認・避難支援等を行います。

Q2 名簿情報を共有することに同意しなければならないのか？

A2 名簿情報の共有への同意は、地域団体・関係機関に平常時から名簿情報を共有するために必要となるものです。平常時の共有を希望しない場合は、同意いただく必要はありませんので、その場合は「不同意」の回答を返送してください。

Q3 同意したら、災害時の支援が保証されるのか？

A3 この取組は地域の皆さんの支え合いによるものです。同意によって避難支援を受けやすくなりますが、災害時に必ずしも支援が保証されるものではありません。災害の状況によっては、避難支援者自身も被害にあう可能性があります。また、避難支援は、任意の協力により実施可能な範囲で行われるものであり、法的な責任や義務を負うものではないことをご理解ください。

Q4 同意しなかったらどうなるのか？

A4 区は、地域団体・関係機関に対して平常時から名簿情報を共有することはありません。ただし、災害時や災害発生のおそれがある場合は、災害時要援護者の生命・身体を守るため、不同意の方についても、地域団体・関係機関に対して名簿情報を共有することがあります。

Q5 個人情報の取り扱いはどうなっているのか？

A5 個人情報については、区および地域団体・関係機関において適正に管理し、避難支援に関する目的以外には使用しません。

8 ご本人様用控え 記入欄

提出前に「名簿共有 意向確認書」の記載内容を、控えとして以下に書き写してください。

「災害時要援護者名簿」への登録のお知らせ兼意向確認書

豊島区では、高齢者や障害のある方のうち、災害時の避難行動や避難生活において、特に手助けが必要な方（災害時要援護者）を登録した「災害時要援護者名簿」を作成しています。つきましては、あなたを「災害時要援護者名簿（全件名簿）」に登録させていただきましたので、お知らせいたします。

なお、地域の防災・見守り活動など、共助に向けた日々の関係づくりに活用するため、地域への情報共有について同意がある方については、名簿（地域共有名簿）を別途作成し、平常時から地域団体・関係機関に共有させていただきます。同封のご案内をご確認のうえ、「名簿共有への意向確認欄」および「連絡先確認欄」にご記入いただき、同封の返信用封筒でご返送ください。（裏面もご参照ください）

名簿共有への意向確認欄		記入日	年	月	日
私は、災害時の安否確認・避難支援等を受けるために、災害時要援護者名簿に登録した個人情報（氏名、住所、性別、生年月日、電話番号またはFAX番号、登録事由、施設入所の有無等）を、地域団体・関係機関（町会・自治会、民生委員、警察署、消防署、消防団、社会福祉協議会、高齢者総合相談センター）に平常時から共有することに、					
地域共有に ☐ 同意します	※共有先は選択できません。名簿共有先には、秘密の厳守、目的外利用および第三者への提供の禁止を義務付け、適正に管理します。				
	地域共有に ☐ 同意しません ※区の全件名簿には登録されますが、個人情報の地域共有はしません。 ※不同意理由に①をつけてください □ 個人情報を提供したくないから □ 施設入所または長期入院しているから □ 住民票の住所地とは別のところに住んでいるから □ その他（ ）				
ご本人様 署名欄					
代理人 署名欄			本人との ご関係		

※本人が「自署できない」「未成年である」などの場合は、代理の方がご署名ください。

連絡先確認欄（不同意の方もできるだけご記入ください。）

ご本人様	電話番号：	FAX番号：
	メールアドレス（お持ちの方のみ記載）：	
災害時等 緊急連絡先	フリガナ	本人との ご関係
	氏名	
	電話番号：	FAX番号：
	メールアドレス（お持ちの方のみ記載）：	

料金取扱い郵便
郵便局
米 証

5308

差出有効期間
2024年12月
31日まで
(切手を貼らずに
お出しください)

1718710

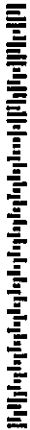
〈受取人〉

豊島区南池袋2丁目45番1号

豊島区役所 福祉総務課

災害対策グループ 行

意向確認書 返信用



郵便区内特別

災害時要援護者名簿 関係書類

豊島区からの大切なお知らせです。開封して内容を確認してください。

豊島区 福祉部 福祉総務課

〒171-8422

豊島区南池袋2-45-1 区役所4階

電話 03-4566-2428(直通)